

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(VI-1-3))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>技能実習制度の適正な運営を推進すること(施策目標VI-1-3) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等を行うこと</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>人材開発統括官</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(海外人材育成担当) 川口 俊徳</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>・ 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。</p> <p>・ 平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、以下の内容が盛り込まれた新たな技能実習制度が施行された。</p> <p>① 監理団体は許可制、実習実施者は届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする</p> <p>② 外国人技能実習機構を認可法人として設立し、監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行う</p> <p>③ 通報・相談窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備</p> <p>④ 入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の様態に応じて許可の取消等の行政処分等を行う</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 技能実習の適切な実施や技能実習生の保護を図り、もって開発途上地域等への技能移転を通じた国際協力を推進する必要がある。</p> <p>・ 技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されており、引き続き受入れ企業における労働関係法令の遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p> <p>外国人技能実習制度の適正な運営の推進</p>			<p>達成目標の設定理由</p> <p>外国人技能実習制度の基本理念に従い、技能実習制度の適正な運営の推進、実習生の技能等の修得活動の促進及び実習生の保護等を行うことで、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転による国際協力の推進に寄与することができるため。</p>	

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
<p>①</p> <p>標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合(アウトカム)</p>	<p>80%</p>	<p>平成30年度</p>	<p>80%</p>	<p>令和4年度</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>80%</p>	<p>技能実習計画の認定申請があったものについて迅速・適正に処理することが技能実習制度の円滑化、適正化に資するものであることから、測定指標に設定した。</p>	<p>目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。</p> <p>令和3年度実績値87.2%は、分母:技能実習計画の措置件数(169,514件)、分子:標準処理期間(※)内の措置件数(147,781件)から算出したもの。</p> <p>※技能実習計画の認定に当たって、段階別に標準処理期間(第1号技能実習計画:2か月以内、第2号及び第3号:5週間以内)を設定している。</p>
<p>2</p> <p>技能実習計画の認定件数(アウトプット)</p>	<p>270,000件</p>	<p>平成30年度</p>	<p>250,000</p>	<p>令和4年度</p>	<p>270,000</p>	<p>394,083</p>	<p>301,025</p>	<p>300,526</p>	<p>250,000</p>	<p>技能の修得や実習生の保護の観点から審査を行う、実習生ごとの技能実習計画の処理件数が、制度の適正な運営に係る指標であることから、測定指標として設定した。</p>	<p>目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。</p>
<p>3</p> <p>実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(アウトカム)</p>	<p>100%</p>	<p>平成30年度</p>	<p>95%</p>	<p>令和4年度</p>	<p>90%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>95%</p>	<p>技能実習生の安全衛生確保の観点から、外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じており、その実効性を測る観点から、測定指標として設定した。</p> <p>※本指標は、予算上(項)労働安全衛生対策費において措置している。</p>	<p>目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。</p> <p>(参考)令和2年度実績値93.4%は、分母:「実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者数」の件数(847件)、分子:「実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者」の件数(791件)から算出したもの。</p>

4	死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合 (アウトプット)	-	-	100%	毎年度	/	100%	100%	100%	100%	原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うこととしているが、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。 ※本指標は、予算上(項)労働安全衛生対策費において措置している。	死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものについては、すべからず実施検査が必要であり、毎年度着実に実施検査を履行することが求められることから、目標値は、実地100%と設定した。 (参考)令和2年度実績値100%は、分母:「死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるもの」の件数(71件)、分子:「死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査」の件数(71件)から算出したもの。
							100.0%	100%	100%			
5	技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数 (アウトプット)	1,448件	平成30年度	4,500件	令和4年度	/	500件	2,000件	2,000件	2,000件	労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。 ※本指標は、予算上(項)労働安全衛生対策費において措置している。	目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。
							1,450件	3,769件	4,924件	8,201件		
(参考指標)						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	選定理由	
6	外国人技能実習生の在留者数					328,360	410,972	378,200	276,123	/	外国人技能実習生の在留者数を参考指標として設定することで、外国人技能実習制度を取り巻く近況把握ができるため。 ※ 数値は、法務省「出入国管理統計」によるものであり、年間(1月～12月)実績値。	
7	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査件数					7,886	14,970	17,308	集計中 (R4年10月公表予定)	/		
8	7のうち、技能実習法違反が認められた件数及び割合					2,752	4,922	6,445	集計中 (R4年10月公表予定)	/	アウトカム指標・アウトプット指標に直接関連するものを参考指標として設定したもの。	
						34.9%	32.9%	37.2%				
達成手段1 (開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額									
(1)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度)	50.5億円	49.3億円	49.4億円	1～5	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種の拡大等に関する業務等を行う。以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。						
施策の予算額(千円)		令和2年度			令和3年度			令和4年度			政策評価実施予定 時期	令和5年度
		5,057,828			4,928,979			4,944,708				
施策の執行額(千円)		4,978,997			精査中(6月目処登録)							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説				令和4年2月25日			外国人労働者については、雇用の維持や就職の支援を強化するとともに、その有する能力を有効に発揮できる適正な環境での受入れを促進します。また、技能実習制度の一層の適正化に努めます。			